|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 新 | 旧 | 備考 |
| 貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書平成14年３月11日　02-制度-00015沿革　平成１５年６月１日　一部改正平成１６年７月９日　一部改正平成１７年３月２９日　一部改正平成１８年３月２０日　一部改正平成１８年１２月２７日　一部改正平成19年２月２７日　一部改正平成20年２月２２日　一部改正平成21年３月19日　一部改正平成21年10月19日　一部改正第１条～第１６条　（略）附　則この改正は、平成21年11月１日から実施する。附帯別表第１　（略）附帯別表第２次に掲げる貨物（以下「対象貨物」という。）の輸出に係る輸出契約（貿易保険法（昭和25年法律第67号。以下「法」という。）第26条第１項又は第２項の規定により輸出契約とみなされるものを含み、これらの項の規定により仲介貿易契約又は技術提供契約とみなされるものを除く。）であって、契約金額が 2,500万円（追加特約書により、別の金額を定める旨を選択している場合にあっては、当該金額）以上のもの。一　～　三　（略）２　　（略）３　　（略）附帯別表第３　法第２６条第１項又は第２項の規定により仲介貿易契約とみなされる契約（対象貨物の輸出に係る輸出契約を含むものに限る。）であって、対象貨物の輸出に係る契約金額が２，５００万円（追加特約書により、別の金額を定める旨を選択している場合にあっては、当該金額）以上のもの（技術又は労務の提供の対価の額が輸出貨物の代金等の額を超える場合を除く。）。２　　（略）附帯別表第４　（略）附帯別表第５　（略）附帯別表第６　（略） | 貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書平成14年３月11日　02-制度-00015沿革　平成１５年６月１日　一部改正平成１６年７月９日　一部改正平成１７年３月２９日　一部改正平成１８年３月２０日　一部改正平成１８年１２月２７日　一部改正平成１９年２月２７日　一部改正平成２０年２月２２日　一部改正平成２１年３月19日　一部改正第１条～第１６条　（略）附帯別表第１　（略）附帯別表第２次に掲げる貨物（以下「対象貨物」という。）の輸出に係る輸出契約（貿易保険法（昭和25年法律第67号。以下「法」という。）第26条第１項又は第２項の規定により輸出契約とみなされるものを含み、これらの項の規定により仲介貿易契約又は技術提供契約とみなされるものを除く。）であって、契約金額が 2,500万円以上のもの。一　～　三　（略）２　　（略）３　　（略）附帯別表第３　法第２６条第１項又は第２項の規定により仲介貿易契約とみなされる契約（対象貨物の輸出に係る輸出契約を含むものに限る。）であって、対象貨物の輸出に係る契約金額が２，５００万円以上のもの（技術又は労務の提供の対価の額が輸出貨物の代金等の額を超える場合を除く。）。２　　（略）附帯別表第４　（略）附帯別表第５　（略）附帯別表第６　（略） |  |